

防府市立保育所等における医療的ケア児受入検討会議設置要綱

令和5年10月31日制定

(目的)

第1条 防府市立保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）における医療的ケア児受入検討会議（以下「検討会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 医療的ケア児の保育所等での集団生活の可否
- (2) 保育所等での医療的ケア実施の可否
- (3) その他保育所利用及び医療的ケア児の保育の実施に必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 保健こども部次長
- (2) 保健こども部子育て推進課長
- (3) 保健こども部こども相談支援課長
- (4) 福祉部障害福祉課長
- (5) 医療的ケア児受入予定保育所の保育所長
- (6) 医療的ケア児受入予定保育所の看護師
- (7) 医療的ケア児受入予定保育所の嘱託医
- (8) 医療的ケア児の主治医

(会長及び副会長)

第4条 検討会議は、会長及び副会長を置き、会長には、保健こども部次長の職にある者を、副会長には保健こども部子育て推進課長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を掌理し、検討会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。

- 2 検討会議は、半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に組織以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、保健こども部子育て推進課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。